

事務連絡
令和5年3月30日
(令和5年6月29日一部改正)

保育所
幼保連携型認定こども園
地域型保育事業所
認可外保育施設 代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

令和5年度保育所等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援について

平素より、本市の児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度においても新型コロナウイルス感染症対策に係る支援を行うことを予定しております。

なお、国の事業実施要綱の改正予定に伴い、令和5年度は「新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業」として、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費の補助を行う予定です。今年度までの事業内容と大きく異なりますので、ご留意ください。

現時点での事業内容につきましては、別紙をご参照ください。

今後、国・県から発出される補助金交付要綱等の内容により、事業内容を変更する場合がありますので、その場合は改めてお知らせいたします。

問い合わせ先

(公設民営保育所、地域型保育事業所)
保育運営課庶務係 048-258-4096

(民設民営保育所、幼保連携型認定こども園)
保育幼稚園課給付係 048-271-9336

(認可外保育施設)
子ども総務課政策係 048-252-0270

別紙

1 対象施設

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設（※1）、地域子育て支援拠点事業（※2）、一時預かり事業（一般型）（※2）

※1 保育に従事する者を複数雇用している認可外の居宅訪問型保育事業を含む

※2 保育所、幼保連携型認定こども園に併設されている場合に限る

2 補助基準額

(1) 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

1 施設あたり

ア 定員19人以下 30万円

イ 定員20人以上59人以下 40万円

ウ 定員60人以上 50万円

エ 認可外の居宅訪問型保育事業 30万円

(2) 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業

1 か所あたり 30万円

※ただし、市の予算の範囲内で補助を行います。

3 補助対象経費

新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費

【具体的な内容】

①緊急時の職員確保に係る費用

職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用

※緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等

②職場環境の復旧・環境整備に係る費用

保育所等の消毒清掃費用等

本補助金は新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に活用できる補助金であり、あらかじめ購入した衛生用品に係る経費は補助対象外となります。そのため、感染者や感染者と接触があった者が発生した際の記録（※）を保管しておいてください。

※記録事項

「感染者等の区分（職員又は子ども）」、「施設にて報告を受けた日」、

「検査（受診）日及び検査方法」、「陽性判明日又は陽性者登録を行った日」

（医療機関の証明書（診断書等）は必要ありません。）

4 留意事項

- ・令和5年度分の補助残額は令和6年度に繰り越されません。
- ・令和5年4月1日以降に行う施設の消毒清掃費用などが対象となります。
- ・感染拡大防止を徹底するため、「保護者との連絡等におけるICTの活用」、「保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ」、などの取組に努めてください。
- ・交付申請の受付開始日及び必要書類等の詳細につきましては、別途ご連絡いたします。交付申請時に支払いを証明する書類（領収書、通帳の該当ページ、クレジットカードや振込の明細など）の写しの提出を求めますので、保管をお願いします。
※施設又は運営事業者名の記載がない領収書等につきましては、申請書類として受理することができませんので、ご注意ください。
- ・その他、別添1をご確認ください。
- ・この補助金の内容について質問がある場合は、以下の問い合わせフォームでご質問ください。

(新型コロナウイルス感染症対策費
補助金問い合わせフォーム)

<https://logoform.jp/form/zRQD/247821>



※お電話での質問は受けることができませんので
あらかじめご了承ください。

別添 1

こども家庭庁「新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業に関するFAQ（令和5年6月6日更新版）」（抜粋・一部改編）

番号	質問	回答
1	「感染者」については、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。	事業所の利用者または職員で、PCR検査のほか抗原検査（いずれも自費検査含む。）により陽性となった方を指します。
2	感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）とあるが、ここでいう「同居」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すのか、それとも実態としての同居を指すのか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会がない場合などは含まれません。
3	非常勤職員、委託業者職員や派遣会社職員が感染した場合や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）になった場合は補助金を活用することができるか。	常勤や非常勤を問わず、また施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社職員を含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。
4	本事業の補助範囲をどう考えればよいか。	施設で新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な費用が補助の対象となります。具体的には、職員の感染等による人員不足に伴う職員の緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当等のほか、保育所等の消毒・清掃費用等を想定しています。

5	<p>代替保育士の確保や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）となった保育士のために行う自費検査等の費用について、補助金の活用は可能か。</p>	<p>感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、保育所等において事業を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に応じて御活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等において代替職員の確保に必要な経費 ・ 行政検査の対象とならず、やむを得ず保育所等の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費
6	<p>感染者の発生への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費）は対象とならないと考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>1つの施設で複数回感染者等が発生した場合、当該施設の基準額内であれば補助金を活用することは可能か。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>